

# 19 世紀東アジアの国際秩序と 「万国公法」受容—日本の場合—

大久保健晴（慶應義塾大学）

## はじめに

本報告は、近代黎明期の東アジアにおいて西洋国際法がどのように受容され、新たな国際秩序の創出に向けていかに実践的に適用されたのか、日本を中心に検討する<sup>1</sup>。近世東アジアでは、とりわけ中華王朝である明朝と朝鮮との間に朝貢関係を築かれ、それは明清交替によって動揺するものの、19 世紀中葉までその枠組みは維持された。他方、日本は独自の位置を占めた。17 世紀中葉以降、徳川政権は海禁政策のもと、長崎、対馬藩、鹿児島（薩摩）藩、松前藩を通じて、中国、オランダ、朝鮮、琉球、アイヌと交易を行った。中華王朝との間には宗属関係は成立せず、公式の交流は途絶え、中国商人が長崎で貿易する通商関係だけが存在した。朝鮮との間には交隣関係が結ばれたが、これも両国間の個別の交流にとどまった。こうして近世期の東アジア国際秩序は、比較的安定した状態が続いた<sup>2</sup>。

しかし 19 世紀に入ると、西洋世界との本格的な接触を通じて、旧来の東アジアの国際秩序や世界認識は根底から揺り動かされる。特に日本では 1853 年のペリー率いるアメリカ艦隊の来航以降、事態は一変する。西洋諸国との間で締結された条約は、領事裁判権の規定や、関税自主権の喪失を含む、非対称的な内容を含んだ。これをきっかけに、250 年以上続いてきた徳川政権は、僅か 14 年余りで瓦解し、明治新政府が樹立された。こうして西洋列強と対峙し、条約交渉を進めるとともに、旧来の近隣アジア諸国相互の関係性が流動化するなか、新しい学術知識として広く人々の関心を集めたのが、西洋国際法「万国公法」であった<sup>3</sup>。

東アジア世界に体系的な西洋国際法の知識をもたらした先駆的な書物として知られるのが、在中国アメリカ人宣教師マーティン（William Alexander Martin, 丁韪良）がアメリカの法律家・外交官ホイートン（Henry Wheaton）の *Elements of International Law* を漢訳した『恵頓著、丁韪良訳、万国公法』（以下、漢訳ホイートン『万国公法』）である<sup>4</sup>。この書は、清朝の総理衙門の支援のもと北京で出版され、刊行直後の 1865 年に日本でも江戸開成所から翻刻が出された。

これまでの先行研究の多くは、この漢訳ホイートン『万国公法』の分析の中心に据えてきた。特に吉野作造や尾佐竹猛らの古典的研究は、同書の自然法論を巡る漢訳が「性法、天法、天理、自然之法などの文字が夥しく眼にうつる」ものであったことから、明治初年の日本において万国公法が、儒学の「道」の観念と重ね合わせて解釈され、普遍的な規範「天地自然の理法」に基づく「天地の公道」として広く理解されたことを指摘する<sup>5</sup>。

しかし徳川末期の日本では、漢訳ホイートン『万国公法』とともにもう一冊、「万国公法」の名を冠し、影響を及ぼした書物が存在した。オランダ・ライデン大学教授、フィッセリング（Simon Vissering）が口述し、西周が訳述した『畢洒林（フィッセリング）氏説、西周助訳述、万国公法』（以下『畢洒林氏万国公法』）である。

周知のように日本では、17 世紀初頭よりオランダとの間で交易が行われ、18 世紀になるとオランダ語を通じて西洋学術に取り組む「蘭学」が勃興した。西周が訳した『畢洒林氏万国公法』もまた、こうした蘭学の分厚い学問的伝統の上に成立した。

本報告では、この中国経由とオランダ経由、二つの『万国公法』の比較検討を通じて、幕末明治初期の日本でいかなる論争が展開されたのか、さらにそれは明治政府の外交政策にどのような影響を与えたのか、明らかにする。

# 1 『畢洒林氏万国公法』とオランダ法学

『畢洒林氏万国公法』は、西周と津田真道によるオランダ留学の成果である。徳川政権はペリー来航直後の1856年、洋学教育と西洋事情の調査を目的にした学問所「蕃書調所」を創設し、1862年に2人の若き学者をオランダ留学に派遣する。それが、西周と津田真道であった。彼らは近代日本初の欧州留学生であった。

西と津田はオランダの地で、ライデン大学法学部教授フィッセリングから2年間にわたり、自然法、国際法、国法、経済学、統計学からなる五科講義のプライベート・レッスンを受けた。1865年に帰国した後、彼らは徳川政権の命により、留学の成果である講義ノートを分担して訳述する。そのうち国際法講義を翻訳した作品こそ、西周訳『畢洒林氏万国公法』であり、1868年に刊行された<sup>6</sup>。西と津田が日本を離れたのは、漢訳ホイートン『万国公法』出版以前のことである。彼らの取り組みは、ヨーロッパの地で国際法を直接、体系的に学び、日本に導入した最先駆の試みであった。

西と津田が学んだフィッセリングは当時、ライデン大学法学部で、経済学・外交史・統計学を担当していた。興味深いことに、フィッセリングが19世紀オランダを代表する法学者・政治家であるトルベッケ(Johan Rudolf Thorbecke)の弟子であり、後継者であった。トルベッケは専制君主制を批判し、立憲主義に根ざした1848年憲法改正を実現した、オランダ自由主義改革の主導者である。西と津田が学んだフィッセリング五科講義には、19世紀オランダ自由主義の精神が流れ込んでいる。実際、西と津田はフィッセリングから国法学講義を通じて、権力分立のもと、国民の諸権利を重んじる立憲思想を学んだ。また経済学講義では、スミス(Adam Smith)やバスティア(Frédéric Bastiat)らの系譜を引く自由経済論を教授された<sup>7</sup>。

以下では、彼らがオランダから持ち帰った手書きの蘭文講義筆記“Volkenregt”と、西周の翻訳『畢洒林氏万国公法』を手がかりに、彼らがフィッセリングから学んだ国際法の特徴を、特に三つの角度から検討する<sup>8</sup>。

第一の特徴として、この講義は「泰西公法」ヨーロッパ国際法を主題とする。フィッセリングによれば、「泰西公法」とは、ヨーロッパの「文明」化の歴史を通じて形づくられてきた「交際の條規」である。そこでは、「性理公法」自然法論は、一つの法的源泉ではあるが、全ての法体系を演繹するような原理ではない。むしろ、国家の諸権利を定める「泰西公法」は、各国が交際を積み重ね利害関係を深める中で築き上げた、様々な条約や慣例を法的源泉とする<sup>9</sup>。むしろその範囲は今日、「欧羅巴洲内基督教を奉する諸国」にとどまらない。1856年の「巴里斯の会盟」により、「土耳其も明許に依て泰西公法の同盟に列したり」<sup>10</sup>。ただしここでも、「同盟」への参加を承認する主体は、あくまでヨーロッパ諸国である。

そのためフィッセリングは、「自主」や「平行の権」など、主権国家の諸権利に関しても、それは確かに「性理公法」を起源とするが、「然れとも是を事実には泰西公法にて採用確定したる條規に遵て始めて可なり」と説く<sup>11</sup>。ここから、いずれの国にも属していない土地を自分の領土として占拠・領有することを認める、無主地を巡る「取有」先占の法などが、「泰西公法」の名のもとに定められる<sup>12</sup>。

第二の特徴として、フィッセリングは、ヨーロッパ国際体系が、列強「五大国」を中心に、勢力の均衡によって成立することを指摘する<sup>13</sup>。西はここに、補注を付け、ヨーロッパの国際関係を、古代中国の「春秋列国」との類推のもとに捉えている<sup>14</sup>。ただし、フィッセリングは続けて、それは「力の論理」のみに還元されるものではないと主張する。彼によれば、国家間の対等な均衡関係と諸条約は、相互の「信実」(goede trouw)の上に成り立つ。「万国其交際日に多きに従ひ月に密なるに従ふて、此権義の定まるも益々精密にして、是を守るも愈信実(goede trouw)なり」<sup>15</sup>。

とはいえ、もちろんそれは純粋な道徳心のみには依拠するわけではない。「万国互に相交はる」中で、諸国家は他国を侵略するなど「不正不義」を行い関係諸国から報復されるよりも、「正と信とを以て是か根本」とした方が結果的に「智にして且益ある」と功利計算をする<sup>16</sup>。近代ヨーロッパでは、各国が勢力の維持拡大をかけて鎬を削る中で、交際・交易が深まり、勢力均衡の原理が形作られ、「信実」という文明社会における国際政治固有のモラルが培われてきた。

それ故、フィッセリングは国家平等権や内事自主権とともに、「交際の権」を主権国家の基本的な権利義務と定める。「性理の公法」では、交際の定めはなく、他国と交際するか否かはその国の自主権による。しかし、「然れとも泰西公法の條規にては、交際の権欠く可らざる所なり」<sup>17</sup>。他の諸国との交際・交易の拒絶は、「人道に悖るの大なる者」である。まして「文明の諸国此泰西公法を奉する同盟」においては、利害得失が連関し「其交義の羅織する亦極て密」である。「礼儀化洽の国」は「国を鎖」すべきではない。ここではもはや自然法よりも、「泰西公法」上の交際の論理が優先される<sup>18</sup>。

第三に興味深いのが、正戦論批判である。フィッセリングによれば、自然法論では、正義の名による正戦の正当性が認められてきた。だが「泰西公法」の戦争観は大きく異なる<sup>19</sup>。主権国家間の戦争では、もはや戦争の実質的原因の正・不正は問われない。両交戦国はともに対等の地位・権利を有する。こうして彼は中世以来の、自然法論に流れ込む正戦論の伝統を斥けた。

しかし、それは決して規範なき力の横溢を招くものではない。むしろ、正義をかざし相手を悪とみなす正戦論こそ、殲滅戦争を招く危険がある。「方今文明の諸国」は、交戦国双方に対等な権利を認めることで、戦争のルール化、人道

化を進めてきた<sup>20</sup>。ここに交戦法規が成立する。例えば、不必要な殺人や強奪、毒の混入など卑劣な手段は禁止される。「敵に対すとも亦廉恥忠信仁愛の道(goede trouw en menselijkheid)の失う可ら」ず<sup>21</sup>。ここでもまた、'goede trouw'という文明の公法のモラルが提示される。さらに「泰西公法」では、講和条約締結に際し、戦勝国といえども、敵国の人々の「人身自主の権」や「所有安堵の権」を侵害してはならない<sup>22</sup>。「泰西公法」は、諸国民の「人身自主の権」「所有権」を保護する。言い換えれば、国民の諸権利を重んじる立憲国家でなければ、「泰西公法を奉ずる同盟」にはなれない。

以上のようにフィッセリングは西周と津田真道に対して、ヨーロッパ近代の歴史を通じて形づくられた、ヨーロッパ国際法「泰西公法」について教授した。彼によれば、それは勢力均衡を背景に、「信実」という国際政治のモラルや、自由貿易、立憲主義など経済的・政治的諸価値を共有する、ヨーロッパの文明の公法であった。それ故に、西と津田にとっては、日本を含む非西洋諸国がそこでどう位置づけられるかが、中心的な問題関心となる。

改めて講義を振り返れば、フィッセリングはまず、「泰西公法」のもと現実には、文明化と国力に即して第一等国から第三等国まで存在すると教える。そして、次のようにヨーロッパ公法の内部と外部を区別する。「泰西公法の同盟たらさる諸国日本、唐、暹羅、波斯等に対しては、欧羅巴諸国其臣民を保護する為に預め註符の使臣等に仮すに特例の権を以てすることを定めたり」<sup>23</sup>。日本や中国など、諸個人の権利を守る憲法や法が定まっていない非西洋圏において、西洋人と現地の国民との間でトラブルがあった場合には、「欧羅巴諸国其臣民を保護する」ため、西洋人は自らの国の法で裁かれる、領事裁判権の要求が正当化される。「何となれば此諸国の交際未だ全然泰西公法の基礎に準して律す可らされはなり」<sup>24</sup>。

だがそれは逆に、非西洋諸国の側からみれば、西洋人がどんな無法な行動をしても、自分たち（非西洋諸国）の法では処罰できないことを意味する。これは不平等ではないか。

そうである時、非西洋諸国からは、自然法「性理公法」に基づく「自主の権」を盾に、不均等な条約を掲げる国とは交際しないという反論も出てこよう。それに対するフィッセリングの応答が、先の「交際の権」論である。確かに自然法論には他国と交際せよという定めはない。だが「泰西公法」では、国を鎖す行為は、国益を失うだけでなく「人道に悖る」。逆に交際・交易を通じて「泰西公法の基礎」を共有し、主権国家として認められれば、領事裁判制度も撤廃される。ヨーロッパ公法の内側に生きるフィッセリングにとって、「性理公法」と「泰西公法」は矛盾していない。しかしその外部から見れば、両者は矛盾・対立する要素を抱えている。

では、相手国に武力をもって通商条約を無理矢理押しつけられた場合はどうか。フィッセリングによれば、「泰西公法の條規通習」では、それを解消することは簡単では。なぜなら「泰西公法の本規」では、一度締結した条約は両国が好んで結んだものと判断される。「欺詐要脅を口実」に、その破棄を求める行為は、むしろ自らの主権国家としての権利の欠如を認めるものであり、「遵守すへき信実の道」に「背馳」する<sup>25</sup>。

ならば武力で不平等な条約を迫る強国に戦争で敗北し、講和条約結んだ後、改めて自国の正義を主張することは可能か。これに関しても、フィッセリングは否定的である。交戦国は対等な権利を有し、講和条約もまた、自由意思(vrijwillig)によって結ばれたと考えられる。そのため、敗戦国は不本意な条約をも甘受し、「遵守」せねばならない。これが国際法上のモラルである<sup>26</sup>。

こうしてみると、ヨーロッパ公法の周縁及び外部に位置し、いまだ均衡する力を持たない非西洋圏の国々にとって「万国公法」とは、文明という名の「泰西」「列強」による、理不尽な教えではないか。しかしそれにも関わらずフィッセリング講義は、二つの点で、単なる強者の力の論理と切り捨てることのできない要素を含んでおり、問題は複雑である。第一にそれはなお、交際の意義を説き、残虐な戦争行為を禁止し、諸個人の権利を擁護するという、一種の普遍性を持った政治的価値を有している。第二にそれは、経済学講義で教授された自由貿易論を基礎とする。それ故、その経済学説を学問的真理として認めるのであれば、「泰西公法」を受け入れる以外に選択肢は残されないことになる。ここに西と津田が帰国後に取り組む課題が浮かび上がってくる。

## 2 二つの「万国公法」—中国経由とオランダ経由—

それでは『畢洒林氏万国公法』との比較において、もう一つの万国公法、漢訳ホイートン『万国公法』の受容はどう捉えられるのか<sup>27</sup>。

ホイートンの原著を繙くならば、実はホイートンも実定的国際法学の成果を積極的に採り入れ、主権国・半主権国・従属国の区分を導入し、正戦論への批判を展開するなど、フィッセリング講義と多くの共通性を持つ。

ところが、在中国アメリカ人宣教師マーティンによる漢訳に目を転じると、そこには「翻訳」に伴う幾つかの問題が浮上する。例えばそこでは、決して誤訳ではないが、「性法」「天法」「天理」「自然之法」など、儒学を強く意識した訳語が多く使われている。また、例えば西洋諸国と中国との外交についても、原文と漢訳には微妙な差異が見られる<sup>28</sup>。

原文と比較するならば（詳細は註 28 を参照）、漢訳では、中国の従来への政策への批判的な語調(its inveterate anti-commercial and anti-social principles)が弱められ、条約締結に伴う西洋「文明」諸国と非西洋圏との間の力の非対称性(the former has been compelled to abandon…)も影を潜めている。結果として、万国公法の公平性が強調されている。このことは、マーティンが宣教師として、中国にキリスト教の精神を伝えようとしていたこととも、関係している<sup>29</sup>。

さらに、同書が海を越えて、同時代の日本に受容されると、漢訳の読み方にさらなる幅が生まれる。当時の日本では、漢訳ホイートン『万国公法』に対して、和訳や注解という形で、新たに解釈が加えられた。例えば 1876 年、漢学者・高谷龍洲が訓点・注解を付け、中村正直が批閲した『万国公法蠡管』が出版された。中村はその序文で、「蓋し万国公法は公是非を以て私是非を正すの具なり（中略）。是に於てか、強は弱を暴するを得ず」と記す。その上で、「嗚呼、公法の学日月の精を加へ、完善具備、以て我地球の美楽、天国の如きものと致す」と唱えている<sup>30</sup>。

このように、ホイートンの『万国公法』は、マーティンの漢訳を介して、徳川末期・明治初期日本の人々の手に渡った。その過程で、難解なテキストの性格とも相まって、特に儒学的素養を有する学者達の中には、国際社会のうちに普遍的規範を求める問題意識に引き付けて読む者もいた。そしてその解釈は時に増幅し、原テキストから離れて一人歩きする。

しかしここから、<彼ら儒者達が抽象的な議論を好み、現実政治から乖離していた>と断じるのは、一面的である。実際、先の序文を書いた中村正直は 1866 年、徳川政府から留学生としてイギリスに派遣され、約 2 年間ロンドンに滞在し、ヴィクトリア中期の政治文化を見聞している。彼は留学を通じてヨーロッパ社会における倫理の根源にキリスト教を見出し、儒学とキリスト教に通底する倫理を模索した。帰国後には、ミル(John Stuart Mill)の *On Liberty* の翻訳出版（中村正直訳『自由之理』）にも従事した。

興味深いことに、徳川政治体制の学問所である聖堂・昌平黉の御儒者として、中国の古典世界に深く精通していた中村正直は、留学の途上、上海や香港で中国の官吏らと筆談を交わすとともに、英華書院（香港）を訪れ、校長である宣教師レッグ（James Legge, 理雅各）の中国古典研究や英訳注解に触れている<sup>31</sup>。中村はイギリスでも、香港総督を務めた中国研究の大家・ディヴィス(John F. Davis)と交流し、さらに後には、マーティンが中国で記したキリスト教の教理書『天道溯源』の訓点本も刊行している。こうした西洋・中国経験を持つ中村にとって、「開国」に伴う文化接触を通じて、万国に共通する「道理」を探究する営みは、極めてリアルな実感に基づくものであった。ここに、西や津田とは異なる、もう一つの留学経験がある。

だがそれに対して、西と津田が学んだフィッセリング万国公法講義には、少なくとも中村のような解釈が登場する余地は残されていない。それでは西周と津田真道は、明治初期の政治状況の中で、留学の成果をいかに実践し、どのような論争を繰り広げたのであろうか。

### 3『明六雑誌』と文明化構想の相剋—西周・津田真道と中村正直、福澤諭吉—

1868 年、徳川政権が瓦解し、明治政治体制が成立する。開国和親を掲げながら、西洋諸国との不平等条約の改正を政治課題とする新政府にとって、西周と津田真道の国際法の学識は貴重であった。早速、明治政府は津田真道を改正交渉準備専任の取調掛に招聘している。その後、津田は「国際法の権威」として外務権大丞に就き、日清修好条規の締結交渉に携わった。また西周は陸軍省において、山縣有朋もと、外交戦略に深く関与した。

ところで当時の日本社会は輸出入構造の不均衡による経済危機に直面していた。明治政府内部でも大久保利通らは保護税導入を主張した。それに対して、西洋各国公使は自由貿易を盾にして、さらなる貿易の拡大を訴え、居留地を越えた、外国人の内地旅行を要求した。

こうしたなか、西周と津田真道は 1874 年から、『明六雑誌』上に論説を次々に発表する、そこで西と津田は、保護税導入を批判し、自由貿易と内地旅行の実施を積極的に主張した。津田によれば、自由貿易は次第に輸出入の不均衡を是正し社会全体を開化へと誘う。それは「自然の天律」であり<sup>32</sup>、現今の輸入超過は、むしろ文明化へ進む国民の「進取の気象」の現れでさえある<sup>33</sup>。今の現状を憂う必要は、全くない。そう唱えた上で津田は、<領事裁判権の撤廃や関税自主権の回復など、不平等条約の改正なしに、内地旅行は容認できない>と唱える論者を、正面から批判した。津田は説く。「外国交際は自然の運歩」であり、まずは内地旅行を認め、西洋人との交際を深め、信頼を作り出すことが重要である。そうすれば、「十年の後」には必ずや「一般人民の智識開化幾層も増加」する。その時初めて、日本は条約改正を実現できる。「余が臆想をもってこれを度れば、我輩のもとより渴望するところのわが政府、裁判・征税の両権を収めて五大州中独立不羈の自主帝国となるは、今にして断然内地旅行を許すにあり」<sup>34</sup>。

以上のように西と津田は、フィッセリングの万国公法講義と自由主義的な経済論を背景に、「泰西公法」に則って、「交際」と「通商交易」を拡充し、自国の文明化を実現するとともに、国際社会における「信実」を獲得す

ることではじめて、独立自主の国として条約改正も可能になると考えた。だが裏面から見れば、彼らの言説は、未だ日本は開化の途上にあるという認識を媒介に、主権国家としての関税自主権の回復を棚上げにし、領事裁判権を甘んじて受け入れる態度と表裏をなすものであった。

こうした津田と西の対外政策論を巡っては、『明六雑誌』を中心に論争が巻き起こった。津田と西と同様に、自由貿易論を唱えたのが中村正直である。彼は、バステアの *Sophismes Economiques* を林正明が訳述した『経済辨妄』の序文で、「経済の道猶水を治むるが如く、其の自然の勢に因るのみ」と唱え、保護税を批判し「自由貿易」を擁護している<sup>35</sup>。ただし中村正直の自由貿易論を支える「自然」観は、「天理」に根差した国際秩序規範としての万国公法観に支えられており、津田や西とは、大きな隔たりがあった。

それに対して、論説「内地旅行西先生の説を駁す」などを執筆し、津田と西に根源的な批判を加えたのが福澤諭吉である。福澤によれば、西洋の学問や精神など「無形の気風」の摂取は重要だが、貿易など「有形」の外国交際は、現今日本に「損ありて益なし」である。さらに領事裁判制度により、外国人との訴訟は困難を極め、「無気無力」の人民は一層卑屈になっている。内地旅行は時期尚早であり、まずは「唯内を修めて、人民一般の気力を養うべきである<sup>36</sup>。そう唱えた上で福澤は、西に対し、外国交際とは所詮「パワ、イス、ライト(Power is Right)、権力は正理の源」ではないかと論難する<sup>37</sup>。こうして福澤は、西と津田がオランダで学んだ自由交易・万国公法論を、「泰西」の「権力」によって創出されたイデオロギー的言説に過ぎないと喝破し、「外国交際」と「独立」との鋭い緊張とディレンマを直視した。

さらに福澤は『文明論之概略』のなかで、西洋諸国による植民地支配の実態について、次のように指摘する。「欧人の触るる所は、あたかも土地の生力を絶ち、草も木もその成長を遂ること能わず。甚しきはその人種を殲すに至るものあり」。今や「支那帝国も正に欧人の田園」に陥ろうとしている<sup>38</sup>。そして福澤は、この危機的状況においてなお、「天地の公道」を掲げて「自由に貿易し自由に往来」すべきと説く西周らを、正面から非難する。福澤からみれば、彼らの議論は「結構人の議論」であり「迂闊もまた甚し」<sup>39</sup>。もし西洋諸国が「天地の公道」に基づいて交際するならば、我々も従おう。しかし現今の西洋諸国の行動は「私情」に基づいている。そうである以上、日本はまず目的を「独立」に定め、あえて「封建の時代」の道徳的紐帯（「モラル・タイ」）であった「君臣の義、先祖の由緒、上下の名分、本末の差別」をも「文明の方便」として動員しながら、「報国心」を涵養せねばならない<sup>40</sup>。

果たしてそれでは、以上の論争をどう理解し解釈できるか。西周と津田真道、中村正直、福澤諭吉、それぞれの万国公法観をめぐり、三極の対立図式から読み解いてみよう。

まず、中村と、西・津田の相違について。福澤諭吉が「天理の公道」「自由貿易」を唱える学者を批判するとき、福澤のなかでは、中村正直も、西・津田の主張も、同じ枠組みの中で理解されたであろう。しかし、漢訳ホイートン『万国公法』を媒介にした中村の規範的な「万国公法」理解と、西・津田が学んだ「泰西公法」論との間には大きな違いがあった。むしろ中村正直も、国際社会における権力政治の横行を強く認識し憂慮していた。しかし彼はそれでもなお、否それ故にこそ、「万国公法」のうちに、儒学に通じる「天理」に根ざした、「万国」が従うべき秩序規範を見出し、国際社会における「自然」の「理」に合致したものとして自由貿易の積極的意義を唱えた。ここには、「開国」を通じて、東アジアと西洋の思想的伝統を架橋する普遍的規範を析出しようという、道徳哲学者としての中村の姿がある。

それに対して、西と津田から見れば、中村のような理想主義的な「万国公法」解釈は、彼らがオランダで直接学んだ、同時代ヨーロッパで具体的に機能する国際法理解とは大きくかけ離れたものであった。中村とは異なり、西・津田、ならびに福澤は、西洋を中心とした国際政治における権力の所在を直視し、その権力構造を内側から解明するなかで、日本の進むべき方途を模索した。この点において、西・津田と福澤には共通性がある。

しかしなお、彼らのヨーロッパ国際法に対する態度は対極的であった。それだけに、福澤による西と津田への批判は興味深い。福澤は西周に対して、国際政治が「パワ、イス、ライト(Power is Right)」であることを理解していないと批判した。だが、西と津田は、フィッセルング講義を通じて、まさに「泰西公法」それ自体が「パワ、イス、ライト(Power is Right)」の歴史的所産であることを強く認識していた。むしろ、だからこそ西と津田は、ヨーロッパ国際法を受け入れ、外国交際を通じて自由貿易と立憲主義に立脚した文明社会の制度的枠組みを確立する以外に、日本が独立国として生き延びる道はないと考えた。そして彼らはこの「パワ(Power)」の源泉に、諸個人の権利を擁護する立憲主義と自由経済論があることを学び、そこに文明的な価値を見出した。

対照的に、「文明」と「独立」の緊張関係を見据えた福澤は、日本が西洋諸国の「パワ(Power)」に飲み込まれることを危惧した。それ故に、何よりもまず「内を修め」「報国心」を涵養し、独立国としての基盤を確立せねばならないと唱えた。福澤は後の1878年には、「百巻の万国公法は数門の大砲に若かず」とも主張している<sup>41</sup>。

このように彼らの議論の応酬は、対外政策論争を超え、それぞれの文明化構想と分かちがたく結び付いている。それはまた、ヨーロッパ国際体系の周縁に位置する日本が、いかに「万国公法」と向き合うかという、極めて困難な政治思想的課題を体現したものであった。

## おわりに

本報告で論じてきたように、19世紀後期日本において国際法の受容は、西洋諸国と条約交渉を行う中で避けて通れない緊急の実践的な政治課題であるとともに、その根底には、西洋世界を基礎付けている法・道徳観念をいかに捉えるかという思想課題が存在した。そこから、自らの国家の存続をかけてとるべき政治的選択肢を巡って、多様かつ高度な論争が繰り広げられた。

津田と西が「国際法の権威」と目され、外務省や陸軍省に官僚として登庸されたことに示されるように、明治維新後、日本政府は西洋諸国との不平等条約の改正を進めるため、西洋国際法を積極的に摂取した。明治政府は西洋起源の、強者の論理と普遍的規範とを併せ持つ、当時の国際法の特質と限界を熟知し、国際政治を生き抜く道具としてそれを活用した。そして、その学識を最大限に活用し、国際法を盾に条約外交を展開することによって、中国を中心とする旧来の東アジア秩序の改変を試みた。その象徴が、日清戦争であった。

1894年、日本は英国との間に日英通商航海条約を締結し、不平等条約の一つであった、領事裁判権の撤廃を実現する。その直後、日本政府は「苟も国際法に戻らざる限り、各々権能に於て一切の手段を尽すに於て必ず遺漏なからむことを期せよ」と、国際法の遵守を掲げた宣戦布告を行い、日清戦争へ突入した<sup>42</sup>。こうして日本が「泰西公法の同盟」に参入する過程はまた、東アジア世界に新たな対立と周縁を創り出す契機でもあった。こうして近代日本では、徳川末期から、1945年の敗戦、そして今日に至るまで、国際法といかに向き合うかが、常に重要かつ深刻な両義性を孕む政治思想的課題となっている。西周と津田真道の万国公法受容は、その出発点に位置するのである。

<sup>1</sup> 本論文は、大久保健晴「近代日本の黎明とヨーロッパ国際法受容」(酒井哲哉編著『日本の外交 第3巻 外交思想』岩波書店、2013年)、OKUBO Takeharu, *The Quest for Civilization*, translated by David Noble, Brill, Boston & Leiden, 2013, Chapter 4, の研究成果に基づく。

<sup>2</sup> 19世紀東アジアの国際秩序ならびに日本の対外政策の変容については、浜下武志『朝貢システムと近代アジア』岩波書店、1997年、荒野泰典『近世日本と東アジア』東京大学出版会、1988年、三谷博『明治維新とナショナリズム—幕末外交と政治変動』山川出版社、2009年、岡本隆司『属国と自主のあいだ—近代清韓関係と東アジアの命運』名古屋大学出版会、2004年、佐藤誠三郎『「死の跳躍」を越えて—西洋の衝撃と日本』都市出版株式会社、1992年、藤田覚『近世後期政治史と対外関係』東京大学出版会、2005年、眞壁仁『徳川後期の学問と政治—昌平坂学問所儒者と幕末外交変容』名古屋大学出版会、2007年、など参照。

<sup>3</sup> 「開国」を巡る重要な政治思想史研究として、丸山眞男「開国」(『丸山眞男集』第8巻、岩波書店、1996年)、宮村治雄『開国経験の思想史—兆民と時代精神』東京大学出版会、1996年、渡辺浩「思想問題としての『開国』—日本の場合」(朴忠錫、渡辺浩編『国家理念と対外認識 17-19世紀』慶應義塾大学出版会、2001年)、同『日本政治思想史—17-19世紀』東京大学出版会、2010年、WATANABE Hiroshi, *A History of Japanese Political Thought: 1600-1901*, translated by David Noble, International House of Japan, Tokyo, 2012, Kinji Akashi (明石欽司), “Japanese ‘Acceptance’ of the European Law of nations. A Brief History of International Law in Japan c. 1853-1900”, in *East Asian and European Perspectives on International Law*, Nomos, Baden-Baden, 2014, などがある。

<sup>4</sup> 本報告では、恵頓著、丁艮良訳『万国公法』同治3年、慶應元年開成所繙刻、京都崇実観存版、及び Henry Wheaton, *Elements of International Law*, sixth edition, Little, Brown and Company, Boston, 1855, を利用する。

<sup>5</sup> 吉野作造、「我国近代史に於ける政治意識の発生」『吉野作造著作集』第11巻、岩波書店、1995年、尾佐竹猛「維新前後に於ける立憲思想—帝国議会史前記」、「近世日本の国際観念の発達」『万国公法と明治維新』『尾佐竹猛著作集』第9巻・第13巻、ゆまに書房、2006年など。なお、1990年以降の漢訳ホイートン『万国公法』研究については、註29を参照のこと。

<sup>6</sup> 『畢洒林氏万国公法』に関する先行研究として、田岡良一「西周助『万国公法』」『国際法外交雑誌』第71巻第1号、1972年、がある。しかし田岡の研究を含め、従来の先行研究では、同時代オランダの学問状況やフィッセルリングの著作、あるいは西達が残した蘭文講義ノートにまで遡った法学・国際関係思想や国際認識の検討はほとんどなされていない。

<sup>7</sup> 西周と津田真道が学んだフィッセルリング講義の詳細な内容については、大久保健晴『近代日本の政治構想とオランダ』(東京大学出版会、2011年)、ならびに、OKUBO Takeharu, *The Quest For Civilization* を参照のこと。国際法講義については、S. Vissering, *Dictaat over de Diplomatische Geschiedenis*, Universiteitsbibliotheek Leiden, 1859-1860, との比較検討を試みている。同時代オランダの国際法学史については、W. J. M. van Eysinga, “Geschiedenis van de Nederlandsche wetenschap van het volkenrecht”, in *Geschiedenis der Nederlandsche rechtswetenschap*, dl 3, afd. 1, Noord-Hollandsche Uitgevers Mij, Amsterdam, 1950, など参照。

<sup>8</sup> 以下、フィッセルリング口授、西周訳『畢洒林氏万国公法』のテキストは、大久保利謙編著、前掲『西周全集』第2巻所収、の作品を利用する。

また、国立国会図書館には、津田真道が筆記し持ち帰った、フィッセルリング国際法講義の手書きのオランダ語講義筆記“Volkenregt”が所蔵されている。同オランダ語講義ノート“Volkenregt”は、日蘭學會編、大久保利謙編著、前掲『幕末和蘭留學關係資料集成』のなかで、活字化されている。著者は国立国会図書館憲政資料室に所蔵される原文(マイクロフィルム)を利用して、引用に際しては、活字版のページ数を記す(以下、同オランダ語資料からの引用は、BAと略記する)。ただしこのノートは、第二巻冒頭から第二巻第二章の途中までと、第四章が欠落している。

<sup>9</sup> 「故に文明の諸国合して一大局をなせる（中略）欧羅巴に在ては此公法漸次に詳備し、時を歴るに従て其條規愈一定せり」（西周訳『畢洒林氏万国公法』（前掲『西周全集』第2巻）19-20頁。BA, pp.42-43.）

<sup>10</sup> 同上書、20頁。BA, p. 43.

<sup>11</sup> 同上書、22頁。

<sup>12</sup> 同上書、29-38頁。BA, pp.52-65.

<sup>13</sup> 同上書、44-45頁。BA, p. 74.

<sup>14</sup> 「欧羅巴諸国其政治互に相関干渉し猶春秋列国の如し是を泰西大局又齊盟大局と訳す」（同上書、44-45頁）。なお、漢訳ホイートン『万国公法』巻頭の張斯桂による「万国公法序」でも、同様に、ヨーロッパをはじめとする同時代の「天下大局」を、「春秋時大列国也」との類推のもとに描いている（前掲、恵頓著、丁韋良訳『万国公法』、第1巻、1丁表）。ただし張斯桂はそこで、この現今「天下大局」の中でも「中華首善の区と為す」と記しているが、そうした「中華」に関する議論は西周には見られない。

<sup>15</sup> 西周訳『畢洒林氏万国公法』、19-20頁。BA, pp. 42-43.

<sup>16</sup> 同上書、19頁。BA, p. 42.

<sup>17</sup> 同上書、27頁。BA, p. 49.

<sup>18</sup> 同上書、27-29頁。BA, pp. 49-52.

<sup>19</sup> 「然れとも泰西公法にては自主の国相戦ふは彼此とも其理直なりとす（中略）是を以て兩國共に其権亦匹敵なる也」（同上書、57頁。BA, p. 90.）。

このような戦争観は、シュミット(Carl Schmitt)の国際法研究の影響もあり、今日、日本の法学・政治学の世界では広く「無差別戦争観」として理解される。

<sup>20</sup> 西周訳『畢洒林氏万国公法』、58頁。BA, p. 102.

<sup>21</sup> 同上書、58頁。BA, p. 91.

<sup>22</sup> 同上書、69頁。BA, pp. 108-109.

<sup>23</sup> 同上書、26頁。BA, p. 47.

<sup>24</sup> 同上書、94-95頁。

<sup>25</sup> 同上書、45-46頁。BA, pp. 75-76.

<sup>26</sup> 同上書、72頁。BA, p.113.

<sup>27</sup> 近年の日本における漢訳ホイートン『万国公法』の受容に関する研究として、井上勝生、「万国公法（文献解題）」『日本近代思想大系1 開国』岩波書店、1991年、張嘉寧「解説 『万国公法』成立事情と翻訳問題—その中国語訳と和訳をめぐって」『万国公法（文献解題）」（『日本近代思想大系15 翻訳の思想』岩波書店、1991年）、周圓「丁韋良『万国公法』の翻訳手法—漢訳『万国公法』1巻を素材として」（『一橋法学』第10巻第2号、2011年）、など参照。

<sup>28</sup> Henry Wheaton, *op.cit.*, p. 22. 恵頓著、丁韋良訳、前掲『万国公法』第1巻、12丁裏）。

‘The same remark may be applied to the recent diplomatic transactions between the Chinese Empire and the Christian nations of Europe and America, in which the former has been compelled to abandon its inveterate anti-commercial and anti-social principles, and to acknowledge the independence and equality of other nations in the mutual intercourse of war and peace.’

「歐羅巴亞美利加諸國奉耶蘇之教者。與中國邇來亦共議和約。中國既弛其舊禁。與各國交際往来。無論平時戰時。要皆認之。為平行自主之國也。」

<sup>29</sup> 張嘉寧は、マーティンの翻訳動機の一つに、中国人にキリスト教の精神を伝えようという意図があったことを、書簡などから明らかにしている（張嘉寧、前掲論文、386頁）。

<sup>30</sup> 恵頓著、重野安繹訳述、『和訳万国公法』巻1、鹿兒嶋藩蔵梓、1870年頃、筑波大学中央図書館所蔵、3丁裏。

<sup>31</sup> 同上書、「序」、2丁裏-3丁表。

<sup>32</sup> 中村正直のイギリス留学に伴う「中国」経験については、松沢弘陽『近代日本の形成と西洋経験』岩波書店、1993年、第2章、に詳しい。

<sup>33</sup> 津田真道「保護税を非とする説」（山室信一、中野日徹校注、『明六雑誌』上巻、岩波文庫、1999年）、175頁。

<sup>34</sup> 津田真道「貿易権衡論」（同上『明六雑誌』中巻、岩波文庫、2008年）、340頁。

<sup>35</sup> 津田真道「内地旅行論」（同上『明六雑誌』中巻）、288-289頁。

<sup>36</sup> 中村正直、「経済弁妄序」『敬宇文集』第3冊巻7、吉川弘文館、1904年、2丁裏。

<sup>37</sup> 福澤諭吉「外国人の内地雑居許す可らざるの論」（慶應義塾編『福澤諭吉全集』再版、第19巻、岩波書店、1971年）、518-524頁。

<sup>38</sup> 福澤諭吉「内地旅行西先生の説を駁す」（前掲『明六雑誌』中巻）、336-337頁。

<sup>39</sup> 福澤諭吉著『文明論之概略』松沢弘陽校注、岩波文庫、1995年、291頁。

<sup>40</sup> 同上書、292頁。

<sup>41</sup> 同上書、304頁。

<sup>42</sup> 福澤諭吉「通俗国権論」（前掲『福澤諭吉全集』第4巻、岩波書店、1970年）、637頁。

<sup>43</sup> 村上重良編「清国に対する宣戦の詔」『正文訓読 近代詔勅集』新人物往来社、1983年、159頁。